

地域生活支援部会設置要領

令和 2 年 9 月 7 日
2 葛福障第 361 号
福祉部長決裁

(設置)

第 1 条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年 3 月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第 7 条の規定に基づき、地域生活支援部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 部会は、要綱第 2 条第 1 項第 4 号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 地域生活支援に関すること
- (2) 区内障害福祉事業者との連絡・調整に関すること
- (3) 地域生活を支援する上での情報交換に関すること
- (4) その他、地域生活支援を実施する上で必要な事項

(構成)

第 3 条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第 4 条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害福祉課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、障害援護担当課長、障害者施設課長、保健予防課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第 6 条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第 7 条 部会長は、第 2 条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

(報告)

第 8 条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)会長に対し、

部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、障害福祉課援護係が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和2年9月7日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部障害福祉課長	部会長
福祉部障害援護担当課長	副部会長
福祉部障害者施設課長	副部会長
健康部保健予防課長	副部会長
福祉部障害福祉課障害事業係長	
〃 障害福祉課相談係長	
〃 障害福祉課援護係長	
〃 障害福祉課援護係主査	
〃 障害者施設課通所施設係長	
健康部保健予防課保健予防係長	
区内障害者施設関係代表者（10人以内とする。）	